

5年保存

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長 安全衛生部労働衛生課長 勤労者生活部企画課長
有・無期限	
平成20年3月7日から 平成30年3月6日まで	

基監発第 0307003 号
基安労発第 0307002 号
基勤企発第 0307001 号
平成 20 年 3 月 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
監督 課 長
安全衛生部労働衛生課長
勤労者生活部企画課長
(契 印 省 略)

「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって
留意すべき事項について」の一部改正について

標記過重労働による健康障害防止のための総合対策については、平成20年4月1日から、
常時50人未満の労働者を使用する事業場においても長時間にわたる時間外・休日労働を行
った労働者に対する面接指導の実施が義務づけられることから、平成20年3月7日付け基
発第0307006号をもって改正されたところである。

ついては、平成18年3月17日付け基監発第0317002号、基安労発第03170
01号及び基勤企発第0317001号（以下「留意通達」という。）を下記のとおり改
正し、平成20年4月1日から施行するので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

- 「1 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置（総合対策の別添）
の周知（総合対策2関係）」を「1 過重労働による健康障害を防止するため事業者が
講ずべき措置（総合対策の別添）の周知に当たって留意すべき事項（総合対策2関係）」
に改め、「1（1）」及び「1（2）」を削除し、「1（2）.ア」を「1（1）」とし、
「1（2）イ」を「1（2）」とし、1（2）ウを次のように改める。

(3) 衛生委員会等において、「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」が付議事項とされており、過重労働による健康障害を防止するための措置が検討されることとなっていることから、同委員会において十分な調査審議が行われることが重要であること。(総合対策別添の5の(2)のイ関係)

なお、衛生委員会等については、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第2項により、一定の要件を満たせば、同法にいう労働時間等設定改善委員会とみなすことができることについても必要に応じ説明すること。

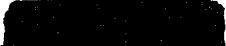
2 1 (3) の次に次を加える。

(4) 常時50人未満の労働者を使用する事業場において面接指導を実施するための手続等の整備を行うに当たっては、事業者は、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会を利用するようにすること。

3 2 (3) 及び(4)を削除し、2(5)を2(3)とし、次のとおりに改める。

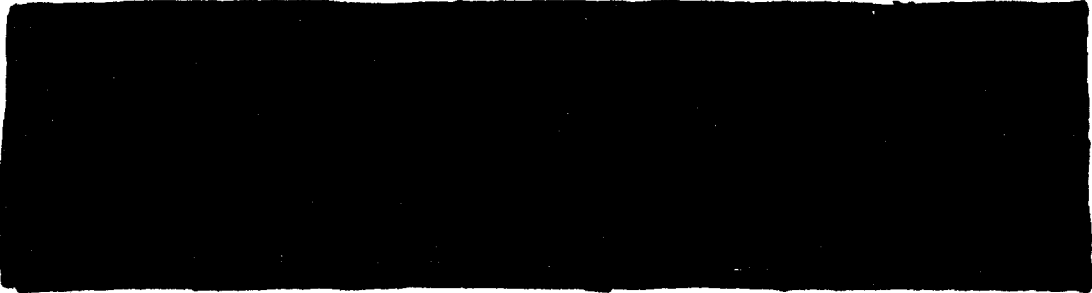
(3) 月80時間を超える時間外労働が可能である36協定(ただし、限度基準第5条第1号、第2号又は第4号により適用除外になっている事業及び業務は除く。)を受理した場合に、平成20年3月7日付け基監発第0307001号「当面の長時間労働の抑制のための対策における監督指導等の実施について」の記の2において監督指導の対象となる事業場以外の事業場については、署はその写しを局に送付すること。局においては、労働時間設定改善コンサルタントを活用して、当該事業場に対し自主点検等を実施させるとともに、事業場の希望に応じて同コンサルタントによる個別訪問等を実施し、労働時間等設定改善法を踏まえた指導を行わせること。

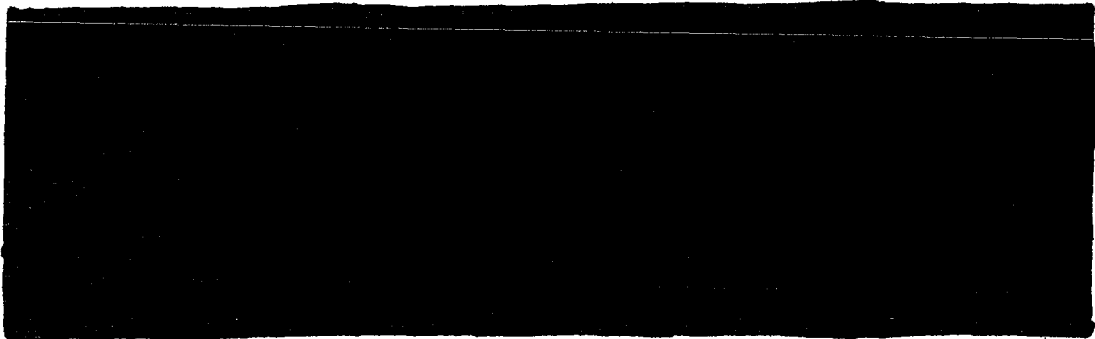
4 3 (1) から3 (3) を次のように改める。

(1) 過重労働による健康障害防止のための監督指導等の対象事業場は、
を選定すること。また、これら事業場には、自主点検、集団指導、監督指導、個別指導等の各種行政手法を適切に選択し、その有機的な連携を図ることにより、効果的かつ効率的な指導を行うこと。

(2) 過重労働による健康障害防止を主眼とする監督指導、個別指導の対象事業場は、原則として、次のものとする。

なお、これが多数の場合は、計画的に監督指導、個別指導を実施すること。





場

5 4 (1) 中、「衛生管理者等」を「衛生管理者、衛生推進者等」に改める。

6 4 (2) アから 4 (2) カを次のように改める。

ア 労働安全衛生法第 66 条の 8 違反が認められる場合（総合対策別添の 5 の (2) のアの (ア) の①関係）

是正勧告を行うこと。

なお、面接指導を実施した後、その結果を記録していない場合、その結果を医師から意見聴取していない場合又は適切な事後措置を講じていない場合には、労働安全衛生法第 66 条の 8 第 3 項から第 5 項に基づく措置を実施するよう是正勧告を行うこと。

イ 労働安全衛生法第 66 条の 8 違反が認められない場合

(ア)



指導を行うこと。

(イ)



a



指導を行うこと。

b



指導を行うこと。

c



リーフレット等を活用し、過重労働による健康障害防止の観点から、



指導を行うこと。

(ウ)

a

指導を行うこと。

b

リーフレット等を活用し、過重労働による健康障害防止の観点から、

指導を行うこと。

ウ

指導を行うこと。

エ

指導を行うこと。

オ アの労働安全衛生法第66条の8第1項の是正勧告を行った場合の是正期日及び指導文書を交付して指導を行った場合の改善報告期日については、
とすること。

なお、ア並びにイの(ア)及びイの(イ)のaについて、所定期日までに是正報告又は改善報告が提出されない場合には、


7 4 (3) を次のように改める。

(3) 常時50人未満の労働者を使用する事業場については、上記(1)及び(2)に加え、近隣に専門的知見を有する医師がいない等の理由により面接指導等を実施することが困難な場合には、地域産業保健センターの利用が可能であることを教示すること。

なお、予算の関係上、地域産業保健センターで実施可能な面接指導の件数には限りがあることから、同センターにおいては面接指導等の実施可能な医療機関の紹介を行うことがあり得ることに留意すること。

8 4 (4) を次のように改める。

(4) 監督指導時において、裁量労働制が適用されている労働者及び管理・監督者が認められた場合においては、事業主に対し、当該労働者についても労働基準法の深夜労働等に係る規定については適用されることについて説明するとともに、過重労働による健康障害を防止するため、リーフレット等を活用した指導を行うこと。

9 4 (5) を次のように改める。

(5) 監督指導時において、

10 5 (1) 中、「上記4の(5)」を「上記4の(2)のオ」に改める。

11 別紙を次のように改める。(次 略)

12 別添4中、注)を次のとおり改める。

注) 上記の()内は、産業医を選任する義務のない事業場に対する記述である。

13 別添5を次のように改める。(次 略)

14 別添6中、注)を次のとおり改める。

注) 上記の()内は、産業医を選任する義務のない事業場に対する記述である。

(事業者) あて

所 属
官 名

氏 名

過重労働による健康障害防止について

過重労働による健康障害を防止するため、貴事業場においては、□内にレ印を付した事項について、改善等の措置を講じてください。

なお、改善等の状況については、 月 日までに報告してください。

記

- 1 時間外・休日労働時間を1月当たり80時間を超えて行わせ、かつ、面接指導等の措置を希望する旨の申出を行った労働者について、面接指導等の措置が実施されていないことから、速やかにこれを実施するよう努めること。
また、過重労働による健康障害を防止する観点から、時間外・休日労働を月45時間以内とするよう削減に努めること。
- 2 時間外・休日労働を1月当たり100時間を超えて行わせた労働者又は2ないし6月の平均で1月当たり80時間を超えて行わせた労働者について、医師による面接指導等の対象とされているにもかかわらず、これが実施されていないことから、速やかにこれを実施するよう努めること。
また、過重労働による健康障害を防止する観点から、時間外・休日労働を月45時間以内とするよう削減に努めること。
- 3 時間外・休日労働を1月当たり100時間を超えて行わせた労働者又は2ないし6月の平均で1月当たり80時間を超えて行わせた労働者について、面接指導等を実施する対象となっていないが、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には、衛生委員会等により調査審議を行い、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して関係労働者の意見を聴取し、当該労働を行わせた労働者全員に面接指導を実施するなど、面接指導等の必要な措置を実施する対象者とするよう努めること。
また、過重労働による健康障害を防止する観点から、時間外・休日労働を月45時間以内とするよう削減に努めること。
- 4 時間外・休日労働を1月当たり45時間を超えて行わせた労働者であって、健康への配慮が必要な者について、面接指導等を実施する対象とされているにもかかわらず、これが実施されていないことから、これを実施するよう努めること。
また、過重労働による健康障害を防止する観点から、時間外・休日労働を月45時間以内とするよう削減に努めること。
- 5 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には、衛生委員会等において速やかに調査審議を行い、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して速やかに関係労働者の意見を聴取すること。また、その結果に基づき、必要な措置を講ずるよう努めること。
- 6 面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするため、労働者が自己の時間外・休日労働時間数を確認できる仕組み等を予め定めるなど、必要な措置を講じ、これを労働者に周知徹底すること。

(別添5)

番 号

年月日

(事業者) あて

〇〇労働局長

臨時健康診断実施指示書

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第4項に基づき、下記のとおり臨時の健康診断を実施することを指示します。

また、臨時の健康診断を実施した後、その結果を速やかに報告してください。

記

1 健康診断を受けるべき労働者の範囲

労働者 〇〇〇〇

2 健康診断の項目

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 血圧の測定
- (4) 血中脂質検査
- (5) 血糖検査
- (6) 心電図検査
- (7) 〇〇〇〇（労働衛生指導医が必要と認める項目）

3 健康診断を実施する期限

平成 年 月 日まで

※この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができます（指示があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この指示に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表するものは法務大臣になります。）、この指示があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（指示があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、指示があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、指示の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。